

- ・介護保険・第一号事業支給費適用サービス
- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。
また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護（1日あたり）

基本料金	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
要介護1	3,257円	326円	4,442円	445円
要介護2	3,748円	375円	5,105円	511円
要介護3	4,229円	423円	5,767円	577円
要介護4	4,699円	470円	6,408円	641円
要介護5	5,201円	521円	7,080円	708円

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1％減算となります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者 負担額
個別機能訓練加算Ⅰ（口）	811円	82円
個別機能訓練加算Ⅱ（月額）	213円	22円
ADL維持等加算（Ⅰ）（月額）	320円	32円
ADL維持等加算（Ⅱ）（月額）	640円	64円
科学的介護推進体制加算*（月額）	427円	43円
若年性認知症利用者受入加算	640円	64円

※科学的介護推進体制加算 ⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

職員の処遇改善に関する加算	利用料	利用者 負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ※1	234円	24円
サービス提供体制強化加算Ⅱ※2	192円	20円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月の利用料金の9.2％	

※1 介護職員総数のうち勤続年数10年以上の「介護福祉士」の割合が25％以上、もしくは「介護福祉士」の割合が70％以上であること
※2 介護職員総数のうち「介護福祉士」の割合が50％以上であること。

減算	利用料	利用者 負担額
同一建物減算* （ケアハウス愛和入居者対象）	-1,003円	-101円
送迎減算（片道）*	-501円	-51円

※同一建物減算 ⇒ 当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。
※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

介護保険適用外サービス（その他の費用）

行事参加費	実費
-------	----

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

基本料金 減算等	基本料金		同一建物減算 (ケアハウス愛和入居者対象)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
事業対象者	19,202円	1,921円	-4,015円	-402円
要支援1	19,202円	1,921円	-4,015円	-402円
要支援2	38,672円	3,868円	-8,031円	-804円

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1%減算となります。

送迎減算(1回片道につき)*	-501円	-51円
----------------	-------	------

※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

リハビリ等に関する加算等	利用料	利用者 負担額
科学的介護推進体制加算*	427円	43円
若年性認知症利用者受入加算	2,563円	257円

※科学的介護推進体制加算

⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

職員の処遇改善に関する加算		利用料	利用者 負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ※1	事業対象者	939円	94円
	要支援1	939円	94円
	要支援2	1,879円	188円
サービス提供体制強化加算Ⅱ※2	事業対象者	768円	77円
	要支援1	768円	77円
	要支援2	1,537円	154円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の9.2%		

※1 介護職員総数のうち勤続年数10年以上の「介護福祉士」の割合が25%以上、もしくは「介護福祉士」の割合が70%以上であること

※2 介護職員総数のうち「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

行事参加費	実費
-------	----

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行ないます。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
- 4 月途中で契約を開始(解除)した場合

など

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。

※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

地域密着型通所介護（1日あたり）

基本料金	2割負担				3割負担			
	2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満		2時間以上 3時間未満		3時間以上 4時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
要介護1	3,257円	652円	4,442円	889円	3,257円	978円	4,442円	1,333円
要介護2	3,748円	750円	5,105円	1,021円	3,748円	1,125円	5,105円	1,532円
要介護3	4,229円	846円	5,767円	1,154円	4,229円	1,269円	5,767円	1,731円
要介護4	4,699円	940円	6,408円	1,282円	4,699円	1,410円	6,408円	1,923円
要介護5	5,201円	1,041円	7,080円	1,416円	5,201円	1,561円	7,080円	2,124円

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1%減算となります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
個別機能訓練加算Ⅰ(口)	811円	163円	244円
個別機能訓練加算Ⅱ（月額）	213円	43円	64円
ADL維持等加算(Ⅰ)（月額）	320円	64円	96円
ADL維持等加算(Ⅱ)（月額）	640円	128円	192円
科学的介護推進体制加算（月額）	427円	86円	129円
若年性認知症利用者受入加算	640円	128円	192円

※科学的介護推進体制加算
⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

		利用者負担額	
職員の処遇改善に関する加算	利用料	2割	3割
サービス提供体制強化加算Ⅰ※1	234円	47円	71円
サービス提供体制強化加算Ⅱ※2	192円	39円	58円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の9.2%		

※1 介護職員総数のうち勤続年数10年以上の「介護福祉士」の割合が25%以上、もしくは「介護福祉士」の割合が70%以上であること
※2 介護職員総数のうち「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

減算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
同一建物減算* (ケアハウス愛和入居者対象)	-1,003円	-201円	-301円
送迎減算(片道)*	-501円	-101円	-151円
※同一建物減算 ⇒ 当事業所と同一敷地内に居住する方のみ対象です。傷病等により、一時的に送迎が必要な場合を除きます。 ※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。			

介護保険適用外サービス（その他の費用）

行事参加費	実費
-------	----

別添利用料金表 予防専門型通所サービス (2割負担及び3割負担)

・介護保険・第一号事業支給費適用サービス

※ 介護保険からの給付額または、第一号事業支給費に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。

※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)と判定された場合には、要介護1に準ずる利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付・第一号事業支給費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

予防専門型通所サービス (1月あたり)

基本料金 減算等	2割負担				3割負担			
	基本料金		同一建物減算		基本料金		同一建物減算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
事業対象者	19,202円	3,841円	4,015円	-803円	19,202円	5,761円	4,015円	-1,205円
要支援1	19,202円	3,841円	4,015円	-803円	19,202円	5,761円	4,015円	-1,205円
要支援2	38,672円	7,735円	8,031円	-1,607円	38,672円	11,602円	8,031円	-2,410円

業務継続計画、高齢者虐待防止措置について、未実施の場合それぞれ所定の単位数より1%減算となります。

	利用料	2割負担	3割負担
送迎減算(1回片道につき)*	-501円	-101円	-151円

※送迎減算 ⇒ ご家族による送迎や自力通所など、職員が送迎に関与しない方が対象となります。

リハビリ等に関する加算	利用料	利用者負担額	
		2割	3割
科学的介護推進体制加算	427円	86円	129円
若年性認知症利用者受入加	2,563円	513円	769円

※科学的介護推進体制加算

⇒ 利用者の心身の基本的な情報を「LIFE」へ情報提供し、厚生労働省からのフィードバックを十分に活用し、ケアのあり方を検証して、サービスの質を向上させていくための体制加算となります。

職員の処遇改善に関する加算		利用料	利用者負担額	
			2割	3割
サービス提供体制 強化加算Ⅰ※1	事業対象者	939円	188円	282円
	要支援1	939円	188円	282円
	要支援2	1879円	376円	564円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ※2	事業対象者	768円	154円	231円
	要支援1	768円	154円	231円
	要支援2	1523円	231円	462円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		1ヶ月の利用料金の9.2%		

※1 介護職員総数のうち勤続年数10年以上の「介護福祉士」の割合が25%以上、もしくは「介護福祉士」の割合が70%以上であること

※2 介護職員総数のうち「介護福祉士」の割合が50%以上であること。

介護保険適用外サービス (その他の費用)

行事参加費	実費
-------	----

○予防専門型通所サービスの利用料金は1ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。但し以下の場合、例外的に日割り計算を行ないます。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更の場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で事業対象者から要支援(要介護)に変更になった場合
- 4 月途中で契約を開始(解除)した場合 など